

甲南大学 総合研究所所報

甲南大学総合研究所

〒658-8501 神戸市東灘区岡本8-9-1

電話 (078)435-2331(ダイヤルイン)

第43回 甲南大学総合研究所公開講演会

「藤原光明子はなぜ皇后になったか」

平成18年12月9日(土)

講師 栄原 永遠男氏

(大阪市立大学大学院文学研究科長)

**有村兼彬所長：**

本日は、生憎の天気でありまして、足元の悪いなかを大勢総合研究所講演会にお越し下さりましてありがとうございます。総合研究所では、春と秋に講演会を1回ずつ開いております。今回は、秋と申しましても冬になってしまいましたけれども、大阪市立大学大学院教授であられる栄原永遠男先生にお願

いいたしまして講演会を開く事になりました。

講演会に先立って、栄原先生の略歴を簡単に紹介させていただきます。先生は、京都大学大学院を修了されてから、追手門学院大学を経て、1978年から大阪市立大学にお勤めでございます。1993年に京都大学で博士号をお取りになって、1994年に教授に就任されるとともに、角川源義賞を国史学部門で受賞を受

けられております。現在、大阪市立大学の大学院文学研究科研究科長・文学部長をなさっておられます。非常にお忙しい中に今日の講演会の講師を引き受けて頂きまして感謝申し上げます。先生の研究テーマは「日本古代流通経済史」という領域でありまして、日本の古代史をリードする研究者でおられると同時に正倉院文書の仕事もなさっておられる方です。著書も多数ありまして、一方で社会活動にも熱心に取り組んでおられます。

今日は「藤原光明子はなぜ皇后になったか」と言うタイトルでお話をさせて頂くことになっておりますが、729年に藤原光明子が皇后になるわけですが、そのあたりの経緯について古代史研究の第一人者から直接興味深い話が聞けるものと思っております。初冬のこの時期に約1時間半ばかりを使いまして、古代の出来事に思いをはせたいと思っております。先生、どうぞよろしくお願い致します。

榮原永遠男先生：

ただいま過分のご紹介をいただきました榮原と申します。今日は、しばらくお時間をいただき、光明皇后について話をさせていただきたいと存じます。今日は、お手元に合計4枚の史料をお配りさせていただきました。3枚と年表ですので、ご確認いただきたいと思っております。

光明皇后と聖武天皇のイメージ

それで、まず2枚目の仏像の写真から見ていただきたいと思っております（掲載省略）。この史料は、特に重要な意味があって出したものではございません。光明子（こうみょうし）という人がどういう人か、そのイメージをすこしだけ示すための史料でございます。

藤原光明子すなわち光明皇后は、もちろん聖武天皇の夫人で、実名は安宿媛です。「あすかべひめ」と読みますが、「あすかひめ」と読む方もいらっしゃいます。この「安宿」の由来ですが、現在の大阪府羽曳野市の東南から柏原市の南半分くらいが、昔の河内国の安宿郡という郡でありました。光明子はそのあたりで生まれたので、地名をとって命名されたのではないかとされておりまして。

父は、非常に権力者でありました藤原不比等（ふじわらのふひと）という人物であります。光明子は、実名ではなく呼び名ですが、今日の話は、光明子あ

るいは光明皇后を使わせていただきます。

史料にあげた仏像ですが、これは法華寺にあります秘仏の十一面観音でして、周囲にたくさんの蓮の葉がのびている珍しいデザインのもので、これは、光明子の時代よりも後世の作品なのですが、光明子の姿を映したものだといひ伝えられております。

もっと光明子その人に近づけるのは、その横にあります史料です。「楽毅論（がっきろん）」という光明子直筆のもので（掲載省略）。「楽毅」というのは人名でありまして、昔の中国の武将の名前です。その人について書いた文章を墨書したものをお手本にして、光明子がさらに書き写したものであります。光明子44歳の時の筆です。

奔放な筆使いだとかいわれておりますが、お手本を写しているというところを考慮する必要がありますので、どこまで光明子の人柄が書からうかがえるかどうか、やや疑問もあります。しかし、末尾の署名部分は、お手本のない真正正銘の自署ですので、それによつてうかがえますと、やはりかなり豪快な筆使いをしているという感じがいたします。

その隣が聖武天皇の直筆です。「雑集（ざっしゅう）」というものです（掲載省略）。聖武31歳の時の直筆です。あとで申しますように、聖武の男子が亡くなりましたので、その亡き男子の冥福を祈るために、中国の仏教関係の文章を集めてきて、それを抜書きしているものであります。

私は長い間、なよなよした字だなどと思っていたのですが、書道の専門の方にお聞きすると、決してそうではないとのことで、たいへん驚きました。これは穂先の非常に長い筆を使って書いたものであって、ものすごく力がこもった書であるということをお聞きしまして、この書や、筆者の聖武天皇の見方を変えました。

この2つの書を表面だけ見ると、光明子が優位で、聖武はなよなよしている、と思えるのですが、そう簡単には言えないかも知れないと思っております。

奈良時代の皇位継承

これらの史料で、聖武と光明子についてのイメージを漠然とつかんでいただいた上で、話を進めたいと思っております。光明子が皇后になった背景を説明するためには、前もって、奈良時代の皇位継承のあり方というものを頭に入れておいていただく必要があります。

ます。そこで、系図の史料を見ていただきたいと思
います。ややこしい系図になっておりまして、恐縮
です。○番号は、天皇の即位の順番をあらわしてい
ます。また、略年表もお配りしておりますので適宜
ご参照下さい。

古代に壬申の乱という大事件があったことは、よ
くご存知だと思います。その672年の壬申の乱で、
大海人皇子（おおあまのみこ）が実権を握り、天武
天皇として即位いたしました。そこで皇位継承の
あり方は一区切りとなります。それまでは、兄から
弟へ兄弟で皇位を継承していたものが、天武以降、
親から子へ、直系で継承していくという新しい皇位
継承の在り方が始まります。

さて、天武天皇には男子が10人もおりました。皇
子（みこ）たちです。古代の皇位継承の原則は、男
系です。また、直系が重視されますので、この皇子
たちが問題になります。天武というのは非常に偉大
な天皇でありましただけに、その後、どの皇子が皇
位を継承していくのかということが、とても重要な
問題であったわけであります。

その場合、皇子たちの皇位継承順位を決める要素
として重視されたのが、母親の地位でした。いちば
ん重視されたのは、皇女（ひめみこ）、すなわち天
皇の娘または姉妹（現天皇の姉妹は、前天皇の娘で
ある可能性が大きい）が母である皇子です。つぎが
貴族の娘を母とする皇子。もっともランクが低かつ
たのが、地方豪族の娘を母とする皇子でした。

もちろん、年齢も無視できません。誕生順も意味
がありました。個人的な器量や支持勢力の有無も、
影響を及ぼすことがあったことも否定できません。
このように、皇子の皇位継承順位は、さまざまな要
素によって決まりましたが、その中で、母親の地位
という要素が、かなり大きかったのです。

たとえば、高市皇子（たけちのみこ）は天武の長
男ですが、皇位継承順位は低く、第8位にすぎませ
んでした。彼の母親は、胸形（宗像）君（むなかた
のきみ）という九州の地方豪族の娘でしたので、長
男でも皇位継承の順位はずっと下になってしまうわ
けです。

お配りしました系図に、10人の皇子のうち何人か
だけをあげておきました。左の方から長親王（なが
しんのう）・舎人親王（とねりしんのう）・新田部
親王（にいたべしんのう）・高市皇子、反対側に行

きまして大津皇子（おおつのみこ）・草壁皇子（く
さかべのみこ）たちです。その中で、細かい話は省
略いたしますけれども、持統天皇を母とする草壁皇
子が、天武天皇の皇位を継承することになりました。

しかし草壁皇子は、即位直前に28歳の若さで死
んでしまい、即位できませんでした。しかし、この草
壁皇子の血統が、奈良時代の天皇の地位をずっと占
めていくことになります。草壁が没したとき、その
子供の軽皇子（かるのみこ）は、まだ7歳で幼なく、
すぐには即位できませんでした。そこで孫の軽皇子
の成長を待つ間、持統女帝が即位したわけ。彼女
は、10年間天皇位にあって、軽皇子の成長を待ち
ました。

こうしてようやく即位した文武天皇ですが、また
25歳で若死してしまいます。その時に文武の子であ
ります首皇子（おびとのみこ、聖武天皇の本名）は、
やはり7歳で幼く、すぐには即位できませんでした。
それで祖母の元明天皇とその娘の元正天皇の2代の
女帝が間に立って、首皇子に皇位が継承されるとい
う経緯をたどったわけであります。

つまり、本来なら草壁・文武・聖武と続くべきと
ころであったのですが、若死をしたとか、皇位継承
予定者である男子が幼かったなどのさまざまな事情
があって、間に持統・元明・元正という3名の女帝
が入っているということになります。

古来の女帝につきましては、いろいろ議論すべき
点が多いのですが、この3名の女帝については、皇
位継承という側面に限ってみると、草壁皇子の男系
の血統に皇位を継承していくための中継ぎの役割を
果たしている、ということになります。

つまり、奈良時代の天皇というのは、天武天皇の
10人の男子のうち、草壁皇子の血統が継承してい
ったということ、を、まず理解していただきたいと思
います。

奈良時代には、一人だけこの血統からはずれる天
皇がいます。⑨の淳仁天皇（じゅんにんてんのう）
です。この天皇につきましては、今日のお話の範囲
を超えてしまいますので、詳しくふれることはでき
ませんが、草壁皇子の血統が行き詰ってしまった結
果現れた天皇です。

⑧の孝謙女帝のところで、この血統が途絶えてし
まうことが現実味を帯びます。その中で、一時的に
この⑨淳仁天皇に血統を振り替えをしようとしたの

ですが、結局うまくいかず、また⑩の称徳天皇（しょうとくてんのう）にもどったという次第です。この称徳女帝の時に、道鏡というお坊さんと問題が起きるわけです。

この草壁皇子の血統に藤原氏が結びつきました。藤原不比等の娘の宮子（みやこ）が、まず文武天皇と結婚し、その間に生まれたのが聖武天皇であります。つまり聖武は、藤原氏の血の入った初めての天皇ということになるのです。その聖武天皇が、今度は光明子と結婚しているわけです。これも藤原不比等の娘です。ただし、母親は別です。つまり文武・聖武という親子の天皇が、宮子・光明子という姉妹と結婚している、という複雑な婚姻関係になっているわけです。

藤原氏の伝統的な手法は、後の時代まで含めて、天皇家と婚姻関係を繰り返すことを通じて権力を維持していく、というものであります。当然、藤原氏以外の人たちから、それに対する非常に強い反発がありました。聖武天皇は、藤原氏の血を受けている天皇でありますので、藤原氏との関係を非常に重視していたと言えると思います。

以上が、奈良時代の皇位継承の本当に簡単な見取り図です。これが、光明子が皇后になるにあたっての前提条件ということになるわけです。

某王の誕生

次に、系図にあげておきましたように、聖武天皇には、わかっているかぎり、5名の奥さんがおりました。光明子の他には、県犬養広刀自（あがたいぬかいのひろとじ）、橘古那可智（たちばなのこなち）、藤原南夫人（みなみふじん）、藤原北夫人（きたふじん）です。最後の2人は、名前がわかっておりません。他にもまだいた可能性はありますけれども、はっきりしているのは、この5名です。

さきほど申し上げました皇位継承の流れからすると、このうち光明子と聖武との間に男子ができれば、その子は、草壁の直系でありかつ藤原氏の血が入っていることになりすから、皇位継承者としてもっともふさわしいことになります。草壁・文武・聖武・その男子というふうに、奈良時代の皇位継承のスタンダードな形が維持されることになるわけです。

したがって、聖武と光明子との間に男子が生まれるということが、藤原氏にとっては非常に望むとこ

ろでありましたし、聖武も光明子もそれを望んでいたわけでありす。その待望の男子を、神亀4年（727）閏9月29日に光明子が出産いたしました。閏9月というのは、陰暦でありますので、9月の次に置かれた月です。

系図には某王と書いておきました。室町時代の『本朝皇胤紹運録（ほんちょうこういんじょううんろく）』という天皇家の系図では、基王（もといおう）と表記されておりますので、この男子を基王という方もいらっしゃるす。しかし、この子は、たぶん名前がつけられる前に死んでしまったのではないかと思いますので、某王というふうに申しておきたいと思ひます。

某王は、光明子と聖武の間の第2子でありまして、お姉さんが阿倍内親王（あべないしんのう）、後の孝謙、称徳女帝ということになります。その時に光明子は、まだもちろん皇后ではありませんでした。

ここで、天皇の奥さんについて、説明しておきたいと思ひます。大宝律令には、天皇の奥さんとして、妃（ひ）、夫人（ふじん、ぶにん）、嬪（ひん）、という三つのランクが規定されております。2番目のランクに「夫人」がございます。何々夫人などと、今でもよく使う言葉ですけれども、古代では天皇の奥さんを指す言葉でした。

それぞれ定員も決められておりました。定員2名・3名・4名です。念のために申しておきますが、定員を埋めないといけないというわけではありません。9人とも埋めたら、かなりたいへんなことになるでしょう。

さて、某王は、草壁の直系でありますし、藤原氏の女性を母親に持つ男子でありますから、これはもう生まれたと同時に次の天皇を約束されたに等しかったということになります。非常に期待された子供でありましたので、生後約1ヶ月の11月2日に、はやくも立太子してあります。

立太子というのは、皇太子になるということでありす。このような乳児が立太子するのは、きわめて異例であります。皇太子というのは、生まれてすぐになれるような存在ではありませんでした。平安時代になると変わってきますけれども、奈良時代やそれ以前では、天皇の見習いができるぐらいの思慮・分別がないと駄目なのです。ですから、そもそも生後1ヶ月ぐらいでなれるはずがないのでありす

す。

しかし、それでも皇太子にするという異例のことを強行したのは、いろんな意味がありました。一つは、先に申しましたように、草壁直系で皇位を継承して行くのだという意思表示、もう一つは、藤原系の天皇を立てるんだという意思表示です。

このまま某王が成長していれば、奈良時代の歴史は本当に変わっていたと思うのですけれども、残念ながらこの男子は成長しませんでした。

某王死亡の話に入る前に、もうすこし申し上げておきたいことがあります。生後1ヶ月の乳児を皇太子にするというのは、きわめて異例のことです。しかも、藤原氏と天皇家の癒着構造がはっきりとありますので、大きな反発があったと考えられます。藤原氏やこれに結びついている貴族以外の多くの貴族たち、あるいは皇族の中でも草壁の血統に属さない皇族たち、こういう人たちの反発は、非常に強かったのではないかと思います。

一例をあげますと、万葉歌人で有名な大伴旅人(おおとものたびと)という人がおりました。大伴旅人は、その当時中納言という高官でありました。しかし、某王が皇太子になった直後に、大宰帥(だざいのそち、大宰府の長官)に任命されています。ふつう中納言のような高官が大宰府の長官を兼任する場合、実際には大宰府に赴任しないのが普通です。中納言の仕事を優先するわけです。

ところが万葉集に大伴家持の歌があって、それがどうも九州で詠まれているらしいのです。したがって、大伴家持は、中納言のまま大宰府に行っているということがほぼ確かめられます。大伴氏は、藤原氏と鋭く対立していく氏族でございますので、その中心人物の旅人が、中央から追い払われた可能性が高いということができないのではないかと思います。

それからもう一つは、中衛府(ちゅうえふ)という役所が設置されていることであります。中衛府というのは、読んで字のごとく中を守るための軍事官司です。中というのは宮中のことです。やはり立太子を強行したことが人々の反発を招いたところがあって、不穏な事態が予想されたと考えられます。そこで、親衛隊を設置したわけです。

このように、草壁直系であって藤原氏の血を引いている某王は、聖武、光明子、あるいは藤原氏にと

っては、期待の皇子でありました。しかし逆に、彼らがこの某王を次の天皇にしようとすることをめぐって、大きな摩擦が生じ始めているということができると思います。

某王の死と安積親王の誕生

ところが、この某皇太子は、『続日本紀(しょくにほんぎ)』によりますと、中衛府を設置したそのすぐ後に発病した、と出てまいります。正規の歴史書に出てくるくらいですから、実際にはこれよりもすこし前に発病したのではないかと思います。そして、9月12日に死んでしまっております。閏9月29日が誕生日ですので、そのすこし前になるわけがあります。

このことが与えた波紋は、非常に大きなものでございました。もちろん藤原氏にとって大打撃でありましたし、光明子や聖武にとっても非常にショックであったことは確かであります。

しかし、某王の死はショックではありましたが、彼らにとって致命傷ではないことに注意する必要があります。なぜ致命傷でないかということ、聖武と光明子の間にもう1人次の男子ができればいいからです。次の男子ができれば、その子をまた皇太子にし、次の天皇にすればそれでいいわけですから、皇位継承についていえば、それほど問題はないわけです。

ところが、これまたたいへん有名なことですが、某王が死んだのとほぼ時を同じくして、別の重大な問題が発生しました。そして、こちらの方こそ、致命傷となる可能性がありました。

系図によりますと、聖武には県犬養広刀自(あがたいぬかひのひろとじ)という夫人がおりました。この県犬養広刀自が、安積(あさか)親王という男子を産んだわけであります。ちょうど某王が死んだのと同じ年に生まれたことが確かめられます。ただし、何月に生まれたのかまではわかりませんので、先に某王が死んでから生まれたのか、安積が生まれてから某王が死んだのか、そのあたりはわかりません。いずれにせよこの安積は、聖武天皇のただ1人の皇子だということになるわけであります。

奈良時代の皇位継承は、先にも申しましたように、男系が原則でございましたので、この聖武のただ1人の男子であります安積が、非常に有力な皇位継承候補者として、にわかにはクローズアップされること

になるわけです。

これは、藤原氏にとっては座視できない問題でした。なぜなら、安積親王は、藤原氏とは何の関係もない、何の血縁関係も持たない皇子でありますので、藤原氏の立場からすれば、この安積が即位してしまうと、藤原氏が権力を握る手がかりが失われてしまうことになるわけです。これは、藤原氏にとって、まことに危機的な状況でありまして、某王の死よりももっと致命傷となる可能性が高かったのです。

藤原氏の対策

そうしますと、当然それに対して何らかの対応策をぜひともとらなければならぬ、ということになるはずであります。どういう対応策をとるか、特に藤原氏を中心に、いろいろと密談が行われたのではないかと思います。

安積の暗殺というようなことは、誰でもすぐに思いつくことです。しかし、よく考えてみると、そんなにことは簡単ではないということがすぐにわかります。

もし実行すれば、すぐに嫌疑が藤原氏にかかってしまいます。仮に安積を亡き者にすることに成功したとしても、それは、当面の危機を一時的に回避したにすぎません。安積を排除しても、かんじんの藤原系の天皇が出現するわけではないのです。

それを実現させるためには、聖武と光明子の間に次の男子ができないといけません。安積をいくら暗殺しても、それだけではだめなのです。それどころか、県犬養広刀自が、次にまた男子を産んでしまったらどうなるでしょうか。その子もまた殺さないといけないということになってしまって、きりがありません。

結局、安積親王の暗殺は、まったく意味がないわけではないのですけれど、それほど効果的ではないというふうに考えざるをえません。藤原氏も、当然そのように考えたであろうと思います。

そこで次に考え出されましたのが、光明子を皇后にするという構想でした。それがきょうのお話のテーマに関係してきます。では、光明子を皇后にしたら、なぜこの事態を切り抜けられると考えられたのでしょうか。

この点につきましては、これまでは、つぎのように考えられてきました。それは、皇后というものの地位を非常に重視するという考え方です。

皇后というポストは、8世紀になってできてくるのですが、それ以前の大后（たいごう）というものにはほぼ相当いたします。この大后という存在について調べてみますと、大后が次の天皇になっている例があるわけです。

それを奈良時代にひきつけて言いますと、皇后は、場合によっては次の天皇になりうる存在だということになります。したがって、藤原系の天皇が実現できない場合には、藤原氏の女性である光明子を天皇にしまえばいいのだ、というふうに藤原氏は考えたのであろう、と言われてきたわけであります。

ところが、この考えにつきましては、私はどうも納得がいきません。なぜなら、光明子は臣下の女性なのです。皇后（大后）であって次の天皇になったというのは、みな皇族出身の女性であります。臣下の女性が即位するということは、すでに天皇家の血筋が固定している奈良時代では、あり得ないことだと思います。

さらに、草壁直系の男子で、しかも藤原氏の血が入っているものが皇位を継承していく、という皇位継承の方針は、確固としたものとしてあると思います。この点からいっても、光明子を次の天皇にするためにまず皇后にしたのだ、というようなことは考えられないと思います。

光明立後の理由

それならば、なぜ光明皇后にしようとしたのでしょうか。まず考えられるのが、光明子と聖武の間に次の男子が誕生するのを待つ、ということを示すということなのです。

先ほども言いましたように、某王は死亡しましたけれども、また次の男子が生まれる可能性は、もちろん十分にあるわけです。その男子が生まれるのを待って、その子を即位させる、ということを宣言したのだ、そのことをはっきりと明示するために、光明子を皇后に立てたのだという考え方も、また成り立ちます。

しかし、さらにもっとよく考えてみますと、もしそうであるとすると、つまり、次の男子が生まれたらその子を即位させたらよいということであるならば、別に光明子は皇后にならなくてもいいわけです。今のままで、次の男子が生まれるのを待たればいいわけです。この考えからは、光明子を皇后にするという論理は出てこないわけです。

そうすると、なぜ光明子を皇后にすることが必要

なのか、ということ、さらによく考えてみる必要があるということになります。

それで、安積がちゃんと成長すると仮定して、また聖武と光明子の間に次の男子が生まれると仮定すると、その男子は安積親王よりも年下になるわけです。そうすると、年齢の要素をまったく無視することはできませんので、安積の優位を決定的に覆すことはできません。つまり、光明子が単に次の男子を産むだけでは、安積の優位はなお持続することになります。藤原家の天皇を誕生させる可能性はまったくないわけではありませんが、低いということになると思います。

そこで、年上の安積を差し置いて、年下だけでも次の男子を天皇にするはどうすればよいか。それを考えた場合に、はじめて母親の地位というものが意味を持ってくるわけです。

先ほど、皇子の皇位継承順位が決まるにあたって、母親の地位が非常に重要な意味を持つということを行いました。この場合、光明子と県犬養広刀自が問題なのですが、この2人は、ともに聖武天皇の奥さんのランクとしては、夫人という同じランクなのです。しかも県犬養広刀自の方が、先に聖武と結婚して夫人になっていて、光明子の方が後から夫人になったと考えられます。

そうすると、同じ夫人のランク同士で、先輩夫人が産んだ年上の男子をさしおいて、後から夫人になった人が産んだ年下の皇子を皇位継承者に持つていくのは、強引にやればできるかも知れませんが、なかなか難しいと思われる。

それを逆転するためには、母親である光明子の地位を、県犬養広刀自より上に上げることが必要になるわけです。つまり母の地位に差をつけることによって、その母が産んだ男子を優位に持つていくということなのです。

律令によりますと、夫人の上の地位というのは「妃」です。妃の定員は2名でして、そのうちの1名が皇后になると規定されています。そうすると、光明子を、夫人である県犬養広刀自よりも上にするためには、妃にすればいいわけです。聖武には、他に妃はいませんので、妃となった光明子が皇后になることになります。

そうすると、1ランク上の皇后の産んだ男子は、夫人の産んだ安積より年下であっても、母親の地位を強調することによって、逆転して次の皇位継承資格をうることができる、ということになります。藤

原氏の戦略は、以上のようなものであったと考えられます。

長屋王の変とその背景

ところがこの戦略は、実は当時の法律である大宝律令の規程に反しているのです。明確な法律違反なのです。

大宝律令によりますと、「妃」になれるのは皇女なのです。夫人と嬪は、ともに貴族の娘で、出身貴族のランクによって、夫人になったり嬪になったりしたわけですが、妃にはなれません。妃にならないと皇后にはなれませんが、妃になれるのは天皇の娘であるという規定になっているわけであります。

そうすると、光明子は藤原不比等という貴族の娘であって、皇族の女性ではありません。つまり、大宝律令によれば、妃にはなれないのです。したがって皇后にはなれないのです。しかし、大宝律令に明文があるにもかかわらず、背に腹は変えられません。藤原氏は、何としても光明子を皇后に据えることが必要だと考えました。

ところが、当時の太政官、当時の政府の一番トップにおりましたのが、系図にあります長屋王（なごやおう）という人物であります。長屋王は、さきほど申しました天武天皇の長男、高市皇子の子供であります。母親は、天智の娘である御名部皇女（みなべのひめみこ）であるとされています。父親の母親は地方豪族の娘でしたけれども、長屋王の母は天智天皇の娘ですから、非常に毛並みが良いわけです。

長屋王の奥さんの一人は、吉備内親王（きびないしんのう）という草壁皇子の娘です。草壁皇子は即位しませんでしたけれども、奈良時代では天皇あつかいされた人物です。別の奥さんは、藤原不比等の娘です。つまり光明子や宮子の姉妹なのです。このように、長屋王は、血統的にも、婚姻関係でも、非常に毛並みの良い人物なのです。そういう人物が、当時の政府のトップにおりました。

長屋王の邸宅は、平城宮のすぐ斜め筋向かいにあったといわれております。そこに、昔、奈良ごうというデパートを建てるというので、かなり広い面積を発掘調査いたしました。それによって、長屋王邸跡の地の変遷が詳しくわかりました。

お示しました図は、ちょうど長屋王の変が起きた時期の邸宅の様子です（掲載省略）。密告があると、すぐにこの邸宅の周りを、衛府の兵隊たちが取り囲み、人が出入りできないように、厳重に警

備をいたしました。そして次の日には、長屋王を尋問して、すぐ死を命じたという経緯です。

屋根が黒っぽく描かれている建物は、檜皮葺きの格式の高い建物ですが、図の左半分のやや中ごろにかたまっていると思います。このあたりが、この邸宅の主人たちの居住空間、あるいは儀式のための重要な空間だと言われていると思います。

あまりこれに時間をとることはできませんが、すこしだけ申し上げておきたいと思います。中央内郭とか西内郭、東内郭と書き込んでおきましたけれども、その中央内郭の中央部分にSB4500という大きな建物があると思います。檜皮葺の全面床張の建物でありまして、床面積が360㎡もあるという非常に巨大な建物です。現在の普通のマンションの3～5倍ぐらいの床面積を持っている非常に大きな中心建物です。長屋王がどこで寝起きしていたのかわかりませんが、いるとしたらこういう建物が一番考えやすいと思います。

もう一つ注意すべき建物は、右隣に東内郭の中区にあります。そこにSB4300という、屋根の表現が他とは違う建物があると思います。これは四面廂・入母屋の建物で、回りに廂がめぐっているという非常に高級な建物でありまして、しかも瓦葺なのです。

奈良時代の前半期で瓦葺の建物というのは、平城京全体を見ても、平城京の中心部である平城宮のさらに中心部ぐらいにしかないのです。ところが、この長屋王の邸宅には、SB4300という大規模な建物があったのです。これは、この長屋王の邸宅の中でオフィシャルな空間、公式の儀式をやったりするような、注目すべき建物だろうと言われております。

中心部の大きな建物群を取り囲んで、敷地の周辺部に、小さい建物がたくさんならんでいますけれども、これらの中で、邸宅の活動を支えるさまざまな人々が仕事をし、また住んでいました。自給自足という言いすぎですけども、さまざまな物品が作られ、多くの手工業者がいました。また、邸宅の南の方には、庭園がずっと広がっていました。そこには鶴を飼っていたということもわかっています。

また、この発掘調査で重要なことは、約35,000点におよぶ膨大な長屋王家木簡群が出土したことです。この木簡群の分析から、長屋王家の潤沢な収入源がわかってきました。また、長屋王邸をめぐる大量の物資の動きや、さまざまな経済活動も判明してきました。これによって、長屋王が強大な経済的基盤を持っていたことが明らかになってきたのです。

毛並みの良さ、婚姻関係の強力さ、強力な経済力、このどれをとっても、長屋王が有力な皇族であることは明らかです。このことは、誕生すると予定されている光明子と聖武の次の男子にとって、長屋王が、将来、皇位継承のライバルとなる可能性が強いことを意味します。

この長屋王が、これまでの言動からみて、光明立后という明確な法律違反に対して反対するということが、充分予想されました。非常に有力な皇族であり、政界のトップである人物に、面と向かって反対されると、とても大きな障害になります。そこで、長屋王の排除という方向に話が進んで行くことになったわけです。

光明子を皇后にするためには、長屋王をぜひとも排除しないとはいけません。また、将来、藤原系の皇子の皇位継承上の強力なライバルになる可能性のある長屋王は、やはり排除しておかなければなりません。こうして、長屋王の変という事件が引き起こされることになりました。

某王が死に、安積が誕生した翌年の729年2月10日に、長屋王は「ひそかに左道を学び、国家を傾けようとしている」として、密告されました。翌日に簡単な尋問が行われ、2日後の2月12日には、長屋王はもう自殺を強いられました。奥さんと子供たちも、同じように自殺を強いられたと思います。密告があつてすぐに死を迫られるという非常にあつけないものでした。電光石火の早業で、当時の政界のトップが排除されたわけです。

長屋王にはたくさんの奥さんがいたということがわかっておりますが、長屋王とともに殺されたのは、系図で長屋王から右半分に書いてある人たちです。吉備内親王が死にましたし、吉備と長屋王との間に生まれた膳夫王（かしわでおう）、葛木王（かつらぎおう）、鉤取王（かぎとりおう）という三人の王も自殺を強いられ、それから別の奥さんとの間に生まれた桑田王（くわたおう）も自殺しています。彼らは、長屋王邸で長屋王と同居していたようです。

長屋王の変という事件は、その中身をこれ以上詳しく申し上げる時間的余裕がございませんが、次のようにまとめることができると思います。すなわち、藤原氏が権力を維持する目的で光明立后を実現するためには、また将来の皇位継承上のライバルを取り除いておくためには、長屋王を排除しなければなら

ない。そういう所から、藤原氏を中心に画策された事件である、と見るができるだろうと思います。

要するに、長屋王の変は、光明子を皇后にするという点からすると、手段であって最終目的ではなかったのですが、皇位継承上の将来のライバル排除という点では、目的であったのであります。

光明立後の実現

それでは、長屋王の変のあと、事態はいったいどうなったのでしょうか。このとき、すでに光明子の父であります藤原不比等は死んでおまして、その子供たちの藤原四兄弟、長男の武智麻呂(むちまろ)、次男の房前(ふささき)、三男の宇合(うまかい)、末弟の麻呂(まろ)たちの世代となっていました。それぞれの系譜を、系図の左右の下方に点線で枠を囲って書いておきましたので、適宜ごらんください。

このうち長男の武智麻呂が、長屋王の変のあとに中納言から大納言に昇進しました。実はもう一人、多治比池守(たじひのいけもり)という大納言がおりました。この人のほうが先に大納言になっておまして、前任なのですが、かなり高齢であったようです。この時、左右大臣は空席でしたから、事実上武智麻呂が、政府のトップに躍り出たこととなります。藤原氏が、政府の実権を掌握したことになります。

光明子を皇后にすることは、さきに言いましたように、法律に反しますし、藤原氏の魂胆は誰の目にも明らかですから、当然、大きな抵抗がありました。そのために、光明立后に向けて、さまざまにカモフラージュしなければなりません。お祭り気分を盛り上げるということを考えるわけです。

まず、左京職(さきょうしき、平城京の左京部分を管轄する役所)から亀が出て来た、という報告が出されました。その亀の背中には字が書いてあるというのです。それだけでも嘘に決まっているんですが、その文字は「天王貴平治百年」というもので、天皇は貴く、その平穏な治世は100年におよぶであろう、という意味でした。その時の左京職の長官は、藤原四兄弟の一番末子の麻呂ですので、意図的に仕組まれたものであることは明らかです。

しかし、それを契機に、年号を今までの「神亀」から「天平」に変えます。天平改元です。誰でも知っている天平という有名な年号は、じつは「亀」の文字から取られたものだったのです。

年号を変えるというのは、気分を一新するという意味があります。現在は、天皇が変わらないと年号も変わらないということになっていますけれども、昔はもっと頻繁に変わっておりました。天平改元とは、今までは「神亀」という時間が流れていましたが、これからまったく別の「天平」という時間が流れはじめることを意味します。つまり、年号というのは、時間に固有名詞をつけるということですから、別の固有名詞になる、今までとは違う時代になる、という感覚なのです。ですから、年号が変わると、新しい世界がはじまるのです。

めでたい亀の出現を演出し、それによって年号を変えて気分を一新した上で、ついに8月10日に光明立后を実行に移しました。某王が没してから1年弱たっていました。しかし、いろいろ手を打ったのですが、それでもまだ説明をしないといけなかったと見えて、5位以上の貴族や各役所の長官という当時の主だった人たちを内裏に呼び集めて、勅(みことり)を出しています。

内裏というのは天皇がいる空間ですから、そこに役所の長官とか、5位以上の貴族とかを呼び集めるということは、普通はやりません。朝堂院という別の空間に集めるのが通例ですが、この時はわざわざ内裏に呼び集めているわけです。

そこで、聖武天皇の勅が人々に向かって読み上げられました。その内容を簡単に紹介いたしますと、第1点目は、聖武天皇が即位してからもう6年ほど経っているのに、正式の皇后がいないのはよろしくない、天下の政治は天皇が一人で行うものではなく、内助の功があるべきである、ということです。

2つ目は、光明子が皇太子妃になったときに、元明太上天皇が聖武に対して、彼女の父親の藤原不比等は、非常に天皇に対して忠誠を尽くしてきた人である、その娘であるので大切にするように諭した。それで、即位以来6年間様子を見てきた結果、皇后にすることにした、と述べています。つまり、そういう特別の忠誠を尽くした人の娘だから、皇后になってもよいということを言外に言っているわけです。

3点目は、臣下の女性を皇后とした例というのは、他にもある。仁徳天皇の皇后は伊波之比売命(いはのみめのみこと)だが、彼女は葛城曾豆比古(かづらきのそつひこ)の娘なのである。であるから、臣

下の女性を皇后に立てるということは、とくに新しいことではない、と主張しています。

以上が、聖武天皇の勅の内容です。全体的に見て、弁解とこじつけ的な内容になっていることは、否定できません。光明子を皇后にするということは、律令の規定と齟齬しますし、藤原氏の権力志向の意図が丸見えであるということで、貴族たちの間に、非常な抵抗があったと考えられます。

表立った抵抗をすると、長屋王のように排除されてしまいますので、面従腹背といえますか、不満というか納得できない気分が色濃く漂っていたのでしょう。そこで、わざわざ内裏にまで呼び集めて説得を試みたわけです。そのような経過はありましたが、光明子は、ともかく皇后になりました。

光明立后後の情勢

それでは、光明子が皇后になったあと、どうなっていったのか、もうすこしだけ時間をいただいでお話をしたいと思います。

光明子が皇后になってから行なわれたことはいろいろありますけれども、まず藤原四兄弟の全部が政府の中枢部に入ったということです。長男の武智麻呂は、さきほど言いましたように、すでに大納言になっていましたが、のこりの房前、宇合、麻呂の3人も、すべて参議になって当時の政府の中枢部に入りました。藤原四兄弟が当時の政府を押さえるという体制ができ上がります。これを藤原四子政権と呼んでおります。

しかし、藤原四兄弟といっても、長男の武智麻呂と一つ違いの弟の房前の2人が、この政権を主導していたといってよいでしょう。この新しくできた政権の下で、表面上はしばらく平穏な時代が続いていきます。大事件がおきておりません。

しかし、皇位継承という点に注目すれば、とても平穏とは言えません。なぜ平穏ではないかといえますと、長屋王を排除し、光明子を無理して皇后にしましたが、それは目的ではないのです。本当の目的は、草壁皇子の直系で、かつ藤原系の天皇を実現することです。つまり、光明皇后と聖武の間に男子が生まれるのを待って、その男子を次の天皇にすることこそが目的なのです。ですから、光明皇后と聖武の間に男子ができてほしいのです。それでようやく計画は完結するわけです。

ところが、いつまでたっても男子は産まれません。男子どころか、子供ができなかったのです。藤原四兄弟の時代というのは、その苛立ちがどんどんつっていった時代だといえることができます。男子ができないことには話にならない、という状況でした。

そこでついに我慢ならなくなりまして、藤原氏は、次の手を打ちます。何をしたかという、光明皇后だけでは不安であるので、武智麻呂と房前という四兄弟の上2人の娘たちを聖武と結婚させたのです。天平9年(737)の初めのころだと考えられます。それが、系図にある藤原南夫人と北夫人です。この女性たちは、天皇の夫人であるにもかかわらず、実名がわかりません。

これは、光明皇后と北夫人と南夫人という藤原系の3名の女性の誰かに男子ができれば、その男子を、なりふり構わず次の天皇にするという戦略です。藤原氏は、とうとうここまで追い詰められてしまったと言っているかも知れません。

ところがその年、天平9年というのは運命の年でした。天然痘の大流行があって、この藤原四兄弟が4人も全部死んでしまうという、とんでもないことが起きたわけです。藤原四兄弟以外にも当時の政府首脳陣たちはバタバタと死んでしまいました。お見舞いに行っては感染したのだと言われてます。

生き残った政府首脳の中で一番有力な人が、系図にありますが葛城王(かつらぎおう)という人物です。光明皇后の妹の多比能(たひの)と結婚しています。この葛城王は、王族から臣下となり、母親の県犬養橋三千代(あがたいぬかひのたちばなのみちよ)から姓の一字を受け継いで橘諸兄(たちばなのもろえ)と名乗りました。光明皇后とは母を同じくする兄妹という関係です。この橘諸兄が、藤原四兄弟にかわって政府の中心になっていくという事態が起きたのです。藤原氏は、ますますしんどいことになっていきました。

北夫人と南夫人は、天然痘の大流行をくぐり抜けて生き延びました。そして光明皇后も生き延びました。弱体化した藤原氏を支えていたのは、事実上、光明皇后だったと言えます。

一方、安積親王も生き延びて、どんどん成長していきます。天然痘の大流行は737年、安積親王が生まれたのは728年でしたから、この時安積は10歳に

なっていました。10歳というのは、あと数年したら皇太子になるという年齢です。放置しておくとも皇太子になってしまう可能性が高いのです。そうなれば、安積は次の天皇の地位にますます近づくことになります。

もちろん、皇太子になったからといって、かならずしも即位できるとは限りませんが、非常に有利になることは確かです。また、仮に安積が皇太子になっても、その地位から引きずりおろせばいいわけですけれども、そういう手荒いことは、なるべくやらない方がよい。要するに、藤原氏や光明皇后としては、安積を皇太子にさせないにこしたことはないのです。

結局、藤原氏の切り札としては、阿倍内親王しかいません。光明皇后と藤原氏は、この人を天平10年(738)1月に皇太子にしました。私の考えでは、藤原氏は、この時点では、阿倍皇太子を次の天皇にするところまでは考えていなかったと思います。北夫人、南夫人、光明皇后はなお健在ですから、男子が生まれる可能性は、まだあります。男子が生まれたら、その男子を皇太子にすればいいわけです。

しかし、皇太子のポストを空けておくと、安積を皇太子にせよという圧力が強まってきます。ですから、皇太子のポストを埋めてしまう必要があった、ということだと思います。つまり、阿倍内親王を皇太子にしたというのは、次に生まれるであろう藤原系の皇子誕生までの中継ぎを確保したということであったのです。もし男子が生まれれば、皇太子の地位をバトンタッチすればいいということです。つまり、安積の立太子を阻止して、藤原系の皇子の誕生を待つという戦略でした。

しかし、そこまでやってもなお、藤原系の3名の女性の誰にも、聖武との間に子供がついにできませんでした。そうすると、阿倍内親王は、いちおうは皇太子になっておりますけれども、やはり男系による皇位継承という意識が強いですから、安積がどんどん成長してくると、苦しい立場に置かれていくことになります。

こうして安積の成長とともに事態が次第に緊迫していくなかで、安積は天平16年に17歳で急死してしまいました。これにつきましては、暗殺説があります。17歳というと、皇太子に充分な年齢なのですが、突然死にましたので、暗殺だという意見が出てくるのも当然のことです。早くからそういう

論文が発表されていました。

しかし、安積を暗殺しても、問題は根本的には解決しません。さきほどと同じで、藤原系の皇子が生まれないと駄目なのです。しかしもうすこし考えてみると、次のようなことも言えるのではないかと思います。

それは、藤原系の皇子が生まれる可能性は、年とともに低くなっています。突然できることがあるかもしれませんが、十数年待つてできないわけですから、可能性はどんどん低くなっていっているわけです。安積が死んだ年に聖武天皇44歳です。聖武と光明皇后は同じ年ですから、光明皇后も44歳です。北夫人と南夫人は、もうすこし若いと思いますけれども、年齢はわかりません。この2人にも子どもができていません。つまり、藤原系の皇子が生まれる可能性は、かなり低くなっていたのです。

聖武には、藤原氏出身以外の奥さんもいました。県犬養広刀自の年齢はわかりませんが、光明皇后よりは年上だろうと思います。橘古那可智(たちばなのこなち)という女性もおりますけれども、この女性との間にも子供ができていません。これからすると、聖武天皇の子供ができる可能性は乏しいという状況が、年々明らかになってきていました。

そういう中で考えますと、安積は、聖武のただ一人の男子のままになってしまう可能性は高い、つまり他に男子ができる可能性はなくなりつつあるということです。ということは、安積が生きてる限り、彼が次の天皇になる可能性は高まっていくことになります。藤原氏やそれを支持する勢力が、それは絶対避けるべきだと考えていたとすれば、安積は暗殺されたと考えられる余地もあるということになるのではないかと思います。

現実に安積は死んでしまいました。ここで、聖武の男子はいなくなったということです。このことは、男系で皇位を継承するということが行き詰ってしまったことを意味します。そうなりますと、阿倍内親王の皇太子の位置づけも、かわってくることになります。

阿倍皇太子は、最初の中継ぎとして位置づけられていました。聖武の皇子が生まれれば、皇太子の地位をバトンタッチし、そのバトンタッチした皇子を次の天皇にする、という計画でした。しかし、皇子ができる可能性が薄らぎ、唯一の皇子であった安積もいなくなってしまう時点で、阿倍内親王は、単に皇太子のポストを預かっているような存在から、

本当の皇太子、すなわち次の天皇になるものとしての皇太子へと変化したのではないかと思います。その延長上に孝謙女帝が誕生したのです。

孝謙女帝の誕生以降は、時代が変わってまいります。今日のテーマの光明子の立后という問題とは大分離れてまいりますので、私の話は、ここまでで終わらせていただきたいと思います。どうも長時間ご静聴ありがとうございました。

有村所長：

若干時間がございますので、質問がございましたらお聞きしたいと思います。

質問者：

この当時できた日本書紀ですが、天武天皇のことをいろいろ詳しく書いた本ではありますが、藤原不比等が監修したのではないかと書いてあったのではないかと思います。テーマからすこし離れ、廻りますが、日本書紀とはいったい誰のためにどういったことが書かれた本であるかということです。それと藤原一族の不比等、鎌足とはいったいどういう人物だったのかという点を教えていただきたいと思います。

柴原先生：

難しい質問がたくさんです。日本書紀とは720年、つまり今日の話で言いますと、ちょうど藤原不比等が死んだ年くらいに完成している本です。

編纂の過程がどうであったのかという点は、わからないところが多くて、いろいろ議論がありますけれども、大体通説的な考え方でいいますと、天武天皇の時代、つまり壬申の乱が終わったあと、天武の政権が安定した時点から編纂が始まって、720年で完成したと考えられおります。

編纂に関係した人物の名前もある程度わかっていますけれども、それが全部ではなくて、それ以外に藤原不比等が関与したのではないと言われる方もいらっしゃいます。

その可能性はあると思います。藤原不比等は、大体8世紀はじめぐらいから死ぬまでずっと実権を握っておりました。日本書紀の仕上げといえますか、編纂段階の後半の方が、ちょうど藤原不比等が実権を握っていた時代に当たるわけです。藤原不比等の意を受けて、藤原氏よりの記述が日本書紀に盛り込まれた可能性はあると私も思っております。

ただ、日本書紀という書物は、国家の公的な歴史

編纂書でした。その公的な歴史編纂書というものに、不比等がいくら実力者であれ、藤原氏という一貴族の優位なことばかりを盛り込むことがどこまでできたか、疑問です。多少は可能であったかもしれないのですけれども、やはりある程度限定をつけて考えないといけないのではないのでしょうか。国の公式的な編纂事業であるという点に注意しておく必要があると思います。

そのことと非常に関係するわけですが、日本書紀という書物は、簡単に言うと奈良時代に至る日本という国の歴史を記したもののなのです。神代の時代以来どのような経過をへて、奈良時代の国(普通われわれは律令国家と申しておりますが、当時の人はそんな言葉は使ってはおりません)になったのか、その由来を書くところに大きな目的があったと思います。

また、日本書紀と平行して古事記というものが作られています。扱っている時代もよく似ていますが、これも天武天皇の時に編纂がスタートしたと考えられています。こちらは、天皇家という一つの家の歴史を書くというところに比重があると私は理解しております。天皇家という家の歴史と、日本の国全体の歴史とは、重なる部分は大きいですが、重ならない部分もあるわけです。

ですから、藤原不比等は、古事記にはなかなか介入できなかったと思います。日本書紀については、すこし影響力を発揮するということぐらいはできたいと思いますけれども、国家的に歴史編纂部局を作って事業を続けているのでありますから、全面的に藤原氏よりの記述ばかりで埋められるかということ、そういうことは、非常に難しいだろうと思います。

それから、藤原鎌足がどういう人物だったかというのは、なかなか難しいご質問です。鎌足は、日本書紀を見ても、ほとんど出てきませんので、よくわからないのです。人によっては、出てこないのが実力があつたに違いないといえます。裏でいろいろ画策しているので表には出てこないのだというわけです。こういう論理で、藤原鎌足という人物を非常に高く評価する考え方があります。

藤原不比等以後、藤原氏は奈良時代の多くの時期を事実上牛耳っていたわけですから、その藤原氏の意思が反映して、藤原鎌足という人物を理想化する意思が働いていた可能性はあると思っております。

日本書紀の記述が藤原鎌足の実像を示しているのかという点につきましては、今申しましたように、編纂された時代の実力者が藤原氏であったこと、そ

の藤原氏の祖先として位置づけられていることにすこし注意してはどうでしょうか。この点を意識しながら日本書紀の記述を読むのがいいのではないかと思います。お答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

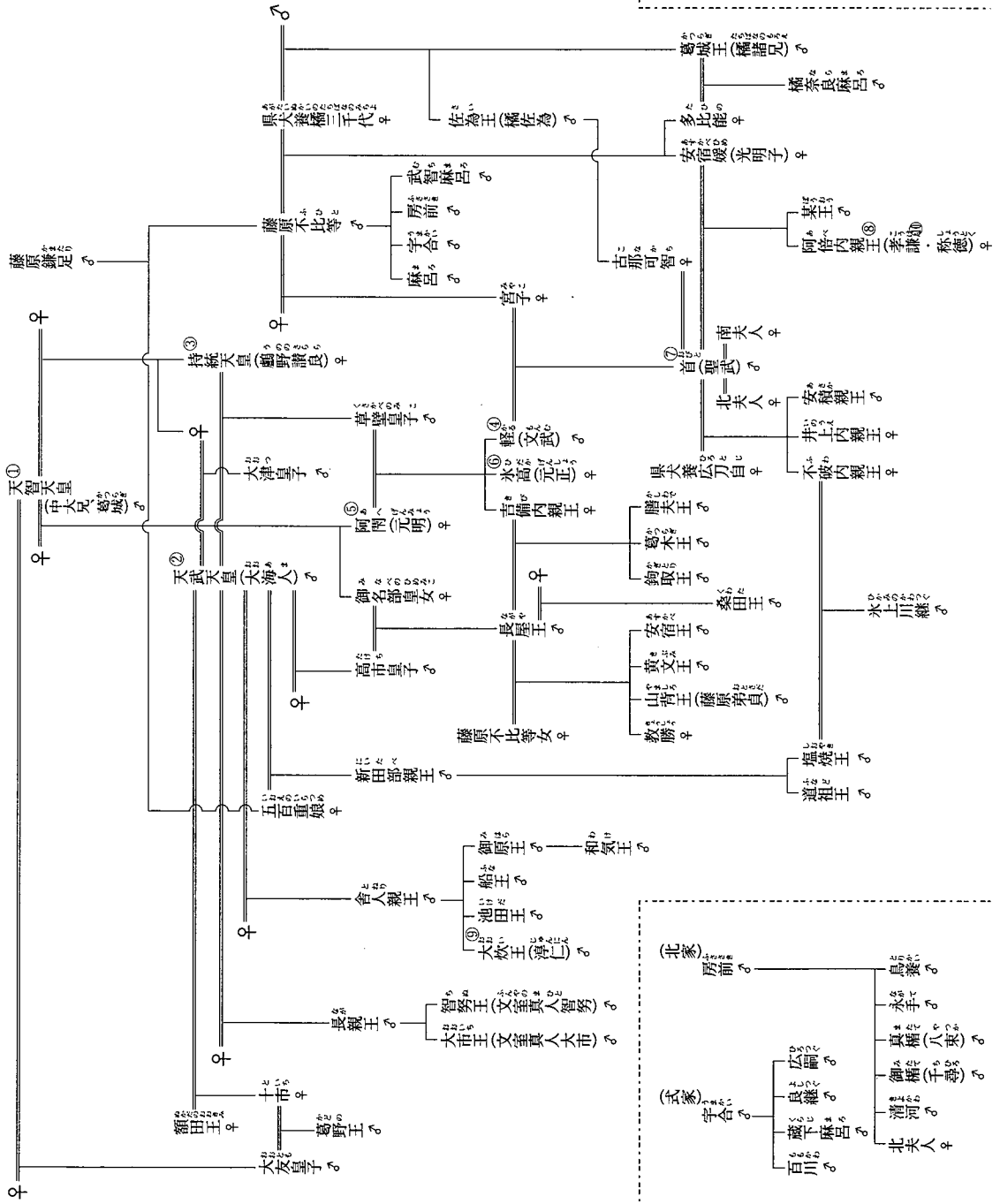
有村所長：

皆さんいろいろご質問がおありでしょうが、ちょうど時間となりましたので、これで終わりにさせていただきますと思います。本日は奈良時代という700年800年あたりの日本の歴史の話を聞かせていただきました。NHKのラジオ第2放送で日曜日に文化講演会をやっておりますが、柴原先生の話をお伺いしながら、文化講演会の会場にいるかのような雰囲気ですべて聞いておりました。本日は、非常に豊かな話を聞かせていただき、本当にありがとうございました。

〈以上は2006年12月9日(土)甲南大学142講義室において開催された講演に基づく〉

[略年表]

701	大宝 1 年	光明子誕生 首皇子誕生
714	和銅 7 年 6 月 25 日	首皇子元服、立太子
716	靈龜 2 年	光明子、皇太子妃となる
718	養老 2 年	光明子、阿倍内親王を出産
720	養老 4 年 8 月 3 日	父藤原不比等没 63歳
724	神龜 1 年 2 月 4 日	首皇太子即位、聖武天皇 光明子、天皇夫人となる
727	神龜 4 年 9 月 29 日	光明子、皇子出産 (某王)
	11 月 2 日	某王、立太子
728	神龜 5 年 8 月 1 日	中衛府を設置
	21 日	某皇太子発病
	9 月 12 日	某皇太子没、同年、安積親王誕生
729	神龜 6 年 2 月 10 日	長屋王、密告される
	11 日	尋問
	12 日	長屋王と妻子、自殺
	13 日	長屋王と妻子を埋葬
	3 月 4 日	藤原武智麻呂、中納言→大納言
	6 月 20 日	左京職が龜を献上
	8 月 5 日	詔 改元 神龜→天平
	天平 1 年 8 月 10 日	光明子、夫人→皇后 (光明立后) 皇后宮職設置
733	天平 5 年 1 月 11 日	母県犬養橘三千代没
737	天平 9 年	藤原南北夫人入内、藤原4兄弟没
738	天平 10 年 1 月 13 日	阿倍内親王立太子



平成18年度研究チーム活動中間報告（第2回目）

「インターネットによる多言語Eラーニングコンテンツの研究」

No.98 研究幹事 柳原 初樹（国際言語文化センター）

国際言語文化センターで外国語学習の理論と実践、教材開発を担当している胡、柳原と情報教育研究センターで情報教育の理論と実践、開発を担当している井上が、「インターネットによる多言語Eラーニングコンテンツの研究」というテーマで取り組んでいる研究の中間報告を提出する。先ず、井上はeラーニング教材の開発にあたって、必要な二つの要素に着目しており、以下のような認識を得るにいたった。

井上：

本年度の研究において、インターネットによる「多言語eラーニングコンテンツ」を実現するために必要な要素を検討した。その結果、以下の2点が明らかになった。まず、語学に限らずeラーニング教材を、授業や生涯学習といった学習プロセスの中に組み込むには、「インストラクション・デザイン」の適用が必要であることが分かった。インストラクション・デザインは、「教育設計」とも言われ、教育プロダクト（教材、学習環境等）をシステムの、企画、設計、開発、実施、評価する手法である。単に、教師の勘や経験に頼った教材設計ではなく、授業での活用、期待される学習効果を明確に設計する。このインストラクション・デザインを、eラーニング教材に適用することで、より学習効果の高い教材が実現できると考える。

2点目は、「PBL(Problem Based Learning:以下PBL)」の適用である。PBLは、問題基盤型学習といわれる。教師から一方的に教えられる知識伝達型学習ではなく、学習者自身が、実在の課題を解決するプロセスを通じて、自学自習的に知識を獲得する学習方法である。外国語学習には、「4技能（聞く、話す、読む、書く）」の習得が必要である。これらの能力を効果的に習得するには、教師からの知識伝達・記憶的学習だけでは不可能である。PBLの考えを元に、例文や課題をより実際の生活に近い状況を提示する、課題を与え「いかにこの状況を外国語を使って解決するか」といった教材設計が必要と考える。

次年度は、これらの検討結果を元に、多言語eラーニングの実現にむけてさらに研究を進めて行きたい。

次に、胡 金定は「多言語Eラーニングコンテンツ」の開発にあたっての課題を以下のように提示している。

胡：

「インターネットによる多言語Eラーニングコンテンツ」の特徴について、主に英語、中国語、ドイツ語を中心に、誰でも、いつでも、どこでも学習できる四技能（聞く、話す、読む、書く）の中の三技能のリスニング、会話、書き込みが習得することが出来るように考えて、コンテンツ開発者の講義はもちろんのこと、他の講義の副教材として学習するように設計と開発を行ってきた。多言語学習コンテンツの特徴は以下の点にある。

1) 場面設定のリスニングと会話、学習者はこのコンテンツのセンテンスを聞きながら、朗読することにより、コミュニケーション能力や会話の表現能力を高めることに力を入れて考案してきた。2) ドリルで書き込むことも出来るようにして、学習者自分の語学の力をチェックすることが出来る。ただし、「多言語Eラーニングコンテンツ」の開発には、気をつけなければならないのは何かについても研究を重ねてきた。例えば、言語間の統一目標、統一レベル、統一内容などである。次にインターネットの特徴にあわせて、学習者が学習しやすい機能などについても研究した結果は以下の点であり、来年度に実現する「多言語Eラーニング」に反映させたい。

- ①日本語+3ヶ国語(英語、中国語、ドイツ語)を同時に相互に学習することが出来る点。
- ②日本語で中国語と英語といった同時に2ヶ国語の学習が出来る点。
- ③各言語のネイティブな音声を聞くことが出来る点。
- ④自分の音声をPCに録音して聞くことが出来る点。
- ⑤再生された音声をヒアリングして、実際に画面に文章を入力する形式の問題の採用。

そのほか、ゲーム感覚でアトラクティブなレッスンを受け、外国語学習の四技能（聞く、話す、読む、書く）をバランスよく習得することを可能にしたい。学習者はパソコンによる録音をして、メールの添付ファイルで授業担当者へ送信し、訂正してもらうことが出来ればと考えている。

柳原：結語

最後の下線部の胡の指摘は、「外国語eラーニング」の現状での課題を指摘している。すなわち、機械による複雑な音声認識、文章認識が現在の技術レベルでは不可能である点。さらには、言語表現は数学的計算回答と異なって、複数の回答が存在するという点を直視せねばならない。

勿論、PCから発せられる比較的簡単な問いに対して、あらかじめ、考えられうるかぎりの正しい複数回答を用意しておいて、学習者に選択させる、あるいは記述させるにしても、回答文章内の語順配列などを考慮すれば、正誤判定には極めて煩雑な準備作業とデータ入力作業を必要とする。これが、機械による高度な双方向的(interaktiv)なeラーニングの開発のハードルとして存在する。やはり、インストラクターが、学習者の多様な言語表現に向き合わねばならないゆえんである。ただし、基礎的レベルの段階では、胡が指摘したような可能性が存在しており、学習者のためのメリットは大いに存する。特に、読む(デジタルライブラリー)、聞く(ニュース・映画配信)、話す(Skype)、書く(ネット添削講座)、の4能力をUPするためのコンテンツがどんどん開発されているが、さらに、これらの能力の統合的な促進のためのコンテンツ開発には、最近目覚ましい進展が見られる。これは、テキストベースでは達成できないeラーニングの最大の強みである。唯一の弱点である、複雑な文章を書く能力開発にインストラクターがどのように関わっていくのが、効率的かを考えたい。

「故伊藤正雄教授文書の整理と研究」

No.99 研究幹事 木股 知史(文学部)

本研究は、故伊藤正雄教授の福沢諭吉関連文書の整理を主要な内容としている。伊藤教授(1973年退職)は、大学草創期の国文学担当教員の中核として活躍された。甲南大学着任の前は、神宮皇學館の教授として、小林一茶や、伊勢にゆかりのある荒木田守武、久老等を中心にした近世文学の篤実な研究者として知られていた。甲南大学では、俳諧七部集などの近世文学の研究も持続されたが、新しいテーマとなったのが、明治の思想家福沢諭吉の研究であった。福沢研究の成果としては、『福沢諭吉入門』(1958年 毎日新聞社)、『福沢諭吉の研究』(1966年「甲南大学紀要・文学編1」)、『福沢諭吉論考』(1969年 吉川弘文館)、『資料集成明治人の観た福沢諭吉』(1970年 慶応通信)、『口訳評注文明論之概略』(1972年 慶応通信)、『福沢諭吉 警世の文学精神』(1979年 春秋社)などがある。

伊藤教授は、福沢研究を志した動機について、「未曾有の敗戦による国土の荒廃と人心の混迷」が「旧来のいわゆる『国文学』の世界に晏如たり得ぬものを感じしめた」ことをあげ、「祖国の回復には、明治初年の啓蒙思想家、わけても福沢諭吉が描いたような広い世界的視野に立った愛国心の自覚が何よりも肝要である」(2001年『新版忘れ得ぬ国文学者たち』右文書院)と述べている。甲南大学在職時代には、福沢諭吉研究が伊藤教授の主要な研究課題の一つであったのである。残された資料は、伊藤教授の福沢研究の全容を知る上で、重要な意味を持つものだといえるだろう。

第1年目の具体的課題としては、残された未整理の福沢研究関連の資料を、分類整理する作業に着手した。書簡、論文草稿、資料などに分類し、それぞれ文書整理用の封筒、ファイルにおさめ、文書整理箱を購入し、保存に適した環境を整えた。また、文献一覧のデータベースの作成にとりかかった。大まかな整理ができた段階で、研究班の一員であり、福沢研究の専門家である、慶應義塾大学福澤研究センターの西澤直子助教が来学し、臨地調査を行った。福沢諭吉全集編纂にかかわる興味深い資料、書簡など、福沢研究において興味深い文献が見出され、資料整理の意義が確認された。

資料の整理はまだ途上であるので、第2年目は、作業を継続し、年代順の配列を試みるなど、より細かいデータの作成にとりかかる予定である。書簡の重要度が高いと思われるので、できるだけ綿密な整理を行いたいと考えている。また、学術的意味づけをすすめるために、臨地研究の機会も設けたいと考えている。

データベースが整った段階で、福沢研究資料の学術的意味を明確にするとともに、資料の今後の保存のあり方についても検討する機会をもちたいと考えている。

「道徳哲学の現在—社会と倫理—」

No.100 研究幹事 安西 敏三(法学部)

2006年度の研究会は第1回を6月30日に開催した。テーマは「『武士道』の現在—藤原正彦『国家の品格』を批

評する一」で安西敏三が行った。ベストセラーとなっている背景に触れながら、構成と内容紹介とを章別に行い、時代に対する警鐘の書としては認めながらも、思想分析は著者が批判するワンステップ論理に陥っており、取り分けロック悪玉説と理解しうる解釈は単純すぎる。また啓蒙的ではあるが、それを越えてアジェンダ的である。さらに武士道を活かすというより、グローバリズム批判に重点が置かれており、さらに武士道についての議論も新渡戸稲造の武士道論に依拠しており不十分である。人の品格あつての国家の品格と言えるのであるが、品格を疑う議論が多いのは著者が批判する商業主義のベースにのっているためなのか。いずれにしろ日本思想史における武士道の再検討の糧とした。第2回は9月22日に「エディット・シュタインの女子教育論」と題して森田美芽氏が行った。日本ではまだ充分知られていない思想家であるが、シモーヌ・ベユ、ハンナ・アレントとともにユダヤ系女性思想家として著名である。その生涯と思想に触れながら、女性の独自性、女性の職業エトス、『女子教育の基礎付け』について議論した。第3回は「職業道德（倫理）の法化」をテーマに黒田忠史氏が報告した。まず概念規定として社会規範・道德・倫理・法についての問題の所在を明らかにし、職業法と職業倫理の交錯、特に後者の衰退について論じた。そして「法化」の波が各分野・地域に波及し、国際化と消費者保護の観点からの職業法・職業倫理規定の見直しが行われている点を指摘し、具体例として日本の各種専門職における職業法と職業倫理、ドイツの弁護士職における職業法と職業倫理について資料を交えながら報告した。第4回は12月15日に『米国先住民族と核廃棄物—環境正義をめぐる闘争—』を著された石山徳子氏がパワーポイントを使用しながら、米国における先住民族の多様な社会生活と国家の中の国家としての生活基盤と核廃棄物の処理の問題について、なかなか伝わってこない興味深い実態について報告した。第5回は1月30日に「フィリッピンの大法院における倫理教育」について遠藤正己氏が報告した。専門職大法院の創設は世界的ではあるが、専門重視のために疎かになり勝ちな人間としての最低限のモラルについての教育がフィリッピンの高等教育、例えばロー・スクールや行政大法院においても、取り分けフィリッピンは対アメリカ及びカトリックとの関係が強いために、両者を視野にいれての倫理教育が施されている点について現地調査に基づいて報告した。引き続き今年度はそれぞれの研究員が研究している政治・行政・労働・女性運動・職業倫理・経済社会における道德・経営倫理など、道德哲学ないし倫理にまつわる諸問題を、研究会を通じて報告し合い、相互に問題点を覚醒して、研究を推進していきたい。

「21世紀の刑事司法—アジアの中の日本司法—」

No.101 渡辺 顕修（法科大学院）

20世紀から21世紀にかけて、刑法、刑事訴訟法、刑事政策の世界は、社会のあたらしい動きに対応するため、さまざまな立法による制度改革が進んでいる。そこで、研究初年度では、刑事法系各分野における立法の動向とその適用状況などの基本的な研究をおこなった。

（ア）刑法分野では、組織犯罪処罰法とサイバー犯罪を中心に、あたらしい犯罪現象を立法によって規制することの当否、立法のありかた、実際の事例と立法の解釈適用上の問題点などについて実情調査を行っている。

特に、いわゆる「ウイニー事件」について、コンピュータ技術が犯罪に応用された場合の刑事責任の成否について、実際の裁判の流れにそった調査を進めている。

また、現在までの研究成果については、「わが国におけるサイバー犯罪と刑事法制」というテーマで、6月22日及び23日に立命館大学コリア研究センターで開催される、第5回日韓共同研究会において報告する予定である。

この他、いわゆるライブドア事件を受けて重罰化のなされたインサイダー取引規制について、①共犯規定適用の当否、②課徴金制度および組織的犯罪処罰法における犯罪収益(2条2項)との関係という2つの方向から、現行規定の限界と規制の在り方を検討中である。

（イ）刑事訴訟法の分野では、2005年に公判前整理手続がはじまった。公判前に争点を整理し、証拠開示をおこなって、公判が迅速かつ適正に行われることをめざしたものである。その運用の実際、問題点、裁判所の判断などを探っている。また、裁判員裁判の実施をにらんだ模擬裁判が関西でも本格化しているところ、その実情調査を進め、問題点を集約している。

さらに、刑事裁判に被害者が参加することを認める立法提案が国会で審議され始めた。これについても、学会、法曹会、被害者関係団体などの動向と立法案の当否について検討をはじめている。

(ウ) 刑事政策の分野では、監獄法が全面改正された。あたらしく、刑事施設・受刑者処遇に関する法律が制定された。そのもとで、現代社会にとって意味のある施設内処遇が実際に実施されているのかどうか実情を調査している。また、被害者が積極的に裁判に関与するようになってきているが、その実情と問題点を検討している。

さらに、社会内処遇についても、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法が統合されて、あらたに更生保護法が制定され、加えて、刑事施設収容人員の適正化を図るため、社会奉仕命令や電子監視の導入も検討課題となっている。これら社会内処遇の実施に不可欠な「司法と福祉の連携」の実情について調査・検討をはじめている。

「これからの外国語教育をめぐる」

No.102 原田 登美 (国際言語文化センター)

本チームは、「これからの外国語教育をめぐる」というテーマのもと、外国語教育・言語教育は今後どうあるべきなのか、必要とされるコミュニケーション能力(言語能力、運用能力、社会言語運用能力)とはいかなるものか、学習者はどのような動機で学習を始め学習意欲を維持し高めていくのか、また、どのような教授法や支援によって教育効果が高まり、教育現場に適応させることが可能なのか、といった課題の解明を目標として研究を進めている。

この課題と目的のもとに、チームの研究方針として、具体的には、第二言語習得に関して、①これまでの理論の整理と検証、②現状分析、③新しい視点からの理論形成について作業を進めることとし、2006年度は、日本における第二言語および外国語としてのドイツ語教育(藤原三枝子)、日本で外国人を対象として実施する日本語教育(原田登美)、そして、海外での日本語教育(中島孝幸)の観点から、2冊の本を取り上げ、上記の研究方針の①と②に沿って、計7回にわたる定例研究会を開催し討論を行なった。特に、外国語学習の動機づけにおける研究理論とアプローチについて、今後のチームの研究に有効な理論と方法は何か、それらの理論とアプローチを用いて学習者の学習意欲の変化をどのように捉えていくか、留学は学習動機と意欲に対していかなる要因となるのか、などを分析し整理した。そして、2007年度は、さらに現状分析を進めることとし、実際にそれぞれの立場から調査を行い調査結果を持ち寄った上で、チーム全体として総合的に調査結果を分析し、外国語教育・言語教育について総合的な視点からまとめていきたいと考えている。

「日韓食文化の比較研究」

No.103 研究幹事 金 泰虎 (国際言語文化センター)

日韓はその両文化において、様々な面で類似点が多いと言われている。とりわけ食に限って見れば、両国では同じジャポニカ米を主食としているため、食文化の全般に亘って大差がないとの拡大解釈をする傾向が強い。しかし、食材のみならず両国の食文化をより綿密に検討してみると、類似点だけではなく、むしろ根本的な相違が存在していることに気づく。例えば、現在の食事における食具は日本では箸だけであるが、韓国では箸と匙の両方を使っているのである。

そこで「日韓食文化の比較研究」では、食べ物を口まで運ぶ食具の箸や匙に着目して、食事作法の形成にはこれらの食具が大きく関わっていることを明らかにして行く。この食具の観点からの追究は、食事作法の定義の見直しにも繋がると思われる。

従来の研究においては、まず世界の「3大食文化圏」という分類の中で、アジアを「箸食文化圏」と分類していることに、大きな問題があると言える。つまり、現行の食法分類では箸だけの役割が強調されていて、匙は全く評価されていないのである。すなわち、食事の際、箸に匙を導入することによって、両者の間では役割分担が生じており、このことから、従来とは異なるよりの確で新たな用語の提案が求められるのである。この提案は、箸や匙の果たす役割の相違だけではなく、箸に加えて匙を取り入れることによって食事作法までが異なってくるという点を踏まえたものでなければならない。

ところで、現時点での日韓の食文化は、人間の営みの中で絶えず修正、融合を繰り返してきた結果のものであり、言わば常に新たな変貌を成し遂げているため、その実証が容易ではない。したがって、日韓の食事作法

の相違点を探るためには、古代以来の史料に基づいて通史的食文化の分析を行う必要がある。

そこで、日韓のそれぞれ異なる食事作法を生み出すきっかけ、つまり、まず箸や匙を取り入れた歴史を把握し、各々いかなる過程を経て、今日のような食具の定着に至ったのか、また箸や匙のもつ機能は、各々食事作法にいかなる発展を生み、それらがどのように定着してきたのかを追究する。

この観点から、初年度は「日韓の食事作法」というタイトルのもと、日韓における考古学的発掘の成果、文献史料、絵巻などを分析して研究を行うことにする。

ひいては、箸や匙が食事作法の形成に及ぼした影響にとどまらず、食事に関する全般、例えば食器、膳、料理などに与えた影響も明らかにしていきたい。そのため、日韓両国における現地踏査も交えて分析を進めていきたい。

【平成19年度新規研究チーム】

平成19年2月27日に行われた総合研究所委員会において、平成19年度の新規発足研究チームとして、以下のチームが採択された。

No. 104 「痛みの情報処理過程における鎮痛剤の作用機序－多チャンネル脳波計による責任部位の同定－」

研究幹事：前田多章（理工学部）

No. 105 「バルク敏感光電子分光による1次元構造を持つホーランドナイト型バナジウム酸化物に見られる金属絶縁体転移の起源解明」

研究幹事：山崎篤志（理工学部）

【平成19年度総合研究所人事異動のお知らせ】

平成19年度より、総合研究所所長には、有村兼彬・文学部教授が引き続き就任することになった。また、総合研究所委員会の各学部選出委員として、堀直教授（文学部）、山県民穂教授（理工学部）、奥田敬教授（経済学部）、徳永光准教授（法学部）、赤石雅弘教授（経営学部）、津田信男教授（国際言語文化センター）、水澤克子准教授（スポーツ・健康科学教育研究センター）、高須要子教授（法科大学院）、上埜進教授（会計大学院）が選出された。